

上天草市不妊治療費助成金

交付事業

(令和4年3月31日までに治療を開始した方が対象)



市では、不妊治療を実施するご夫婦の経済的負担を軽減するために、特定不妊治療（体外受精または顕微授精）と一般不妊治療（人工授精）の一部の費用助成を行っています。

一般不妊治療費助成事業 (人工授精に要する費用)

助成対象者：

- ①夫婦のいずれか一方が申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票がある夫婦。
- ②治療を受けている期間において、他の市町村の助成を受けていない夫婦。
- ③治療を受けている夫婦および同一世帯員に市税等の滞納がない夫婦。
- ④夫婦のいずれかが医師に不妊症と診断されている夫婦。
- ⑤人工授精をした夫婦。ただし、次に掲げるものを除きます。

ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供によるもの

イ 夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するもの

助成内容：

一般不妊治療に係る自己負担額（文書料、個室等の人工授精に直接関係のない費用を除く。）とします。ただし、1回の治療につき1万円を上限とします。（1年度に6回までです。）

特定不妊治療費助成事業

(体外受精または顕微授精に要する費用)

※熊本県が実施している事業に上乘せして助成します。まず、熊本県へ申請をしてください。

熊本県特定不妊治療費助成事業の申請・問合せ先：
天草保健所：0969-23-0172

助成対象者：

- ①県事業の承認を受けた夫婦（県事業は県のホームページを参照してください。）
※必ず県事業承認通知書の写しをお持ちください。
- ②夫婦のいずれか一方が申請を行う日の1年以上前から上天草市に住民票がある夫婦。
- ③治療を受けている期間において、他の市町村の助成を受けていない夫婦。
- ④治療を受けている夫婦および同一世帯員に市税等の滞納がない夫婦。

助成内容：

特定不妊治療に係る自己負担額から県事業による助成金の額を控除した額とします。ただし、治療ステージに応じて、下記に掲げる額を上限とします。

- ①県事業の「治療ステージ」に掲げるCおよびF以外の場合は、上限額10万円
- ②県事業の「治療ステージ」に掲げるCおよびFの場合は、上限額5万円



詳細につきましては、下記までご連絡をお願いします。

【問合せ先】

上天草市健康づくり推進課

母子保健係

電話：(0969) 28-3376